

## 2023 年度役員改選結果

第3回告示：2023年4月6日  
選挙管理委員会 委員長 長井 淳一

2023年度役員改選に関し、2月15日に第2回告示を行い、幹事改選自由枠1名（委員会・部会・地域会を問わず）による幹事改選について、3月15日の締切日までに立候補がなかったため、3月16日の第3回選挙管理委員会にて「役員選出規約」並びに「役員選挙細則」に基づき、再度補欠選挙を行うことといたしました。

## 補欠選挙に関するお知らせ

「役員選出規約」並びに「役員選挙細則」に基づき、補欠選挙について次の通り告示します。

1. 幹事改選自由枠1名（委員会・部会・地域会を問わず）による幹事改選

2. 選挙権と被選挙権及び役員の任期

(1) 役員選出規約の第5条により以下の通り規定されています。

選挙権：選挙権を有する正会員とは、選挙告示の日から1ヶ月前に正会員としての資格を有する者。

今回の適用要件：2023年3月6日以前

被選挙権：被選挙権を有する者とは、選挙告示の日から1ヶ年前に正会員としての資格を有する者。

今回の適用要件：2022年4月6日以前

(2) 役員の任期は支部規約の第7条により以下の通り規定されています。

第7条4. 支部役員（支部長を除く）の任期は1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する支部総会の終結の時までとする。

5. 支部役員の任期は原則2期を限度とするが、特別の事由があり支部役員会が認めた場合は3期までの再任を妨げない。

3. 幹事（自由枠）の届出

次の2通りの方式があります。所定の「立候補届出書」に必要事項をご記入のうえ、期限までにご提出ください。

(1) 自らの立候補

(2) 正会員3名以上の推薦を得た推薦立候補

4. 届出書の提出期限

届出書は、所定の書式により、持参又は郵送で選挙管理委員会宛へ期限までにご提出ください。

提出期限は2023年4月19日（水）※原本必着です。届出書式は、支部事務局へお申し付けください。

<問い合わせ先> 公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA 館 TEL：03-3408-8291 E-mail：info-kanto@jia.or.jp

※複数の立候補があった場合は支部役員選挙細則5のaに則り、支部総会までに補欠選挙で当選人の選出がスケジュール的に厳しいため、投票は行わず欠員となります。

以上